



電子処方箋の最新動向

日本薬剤師会 医薬情報管理部
河野 行満

2022/11/18



これで最後かな？

電子処方箋の最新動向

日本薬剤師会 医薬情報管理部
河野 行満

2022/11/18

本日の話の流れ

1. 過去のことはさておきまして
2. いま、何が起きているのか
3. これからどうなるのか

本日の話の流れ

- 1.過去のことはさておきまして**
- 2.いま、何が起きているのか
- 3.これからどうなるのか

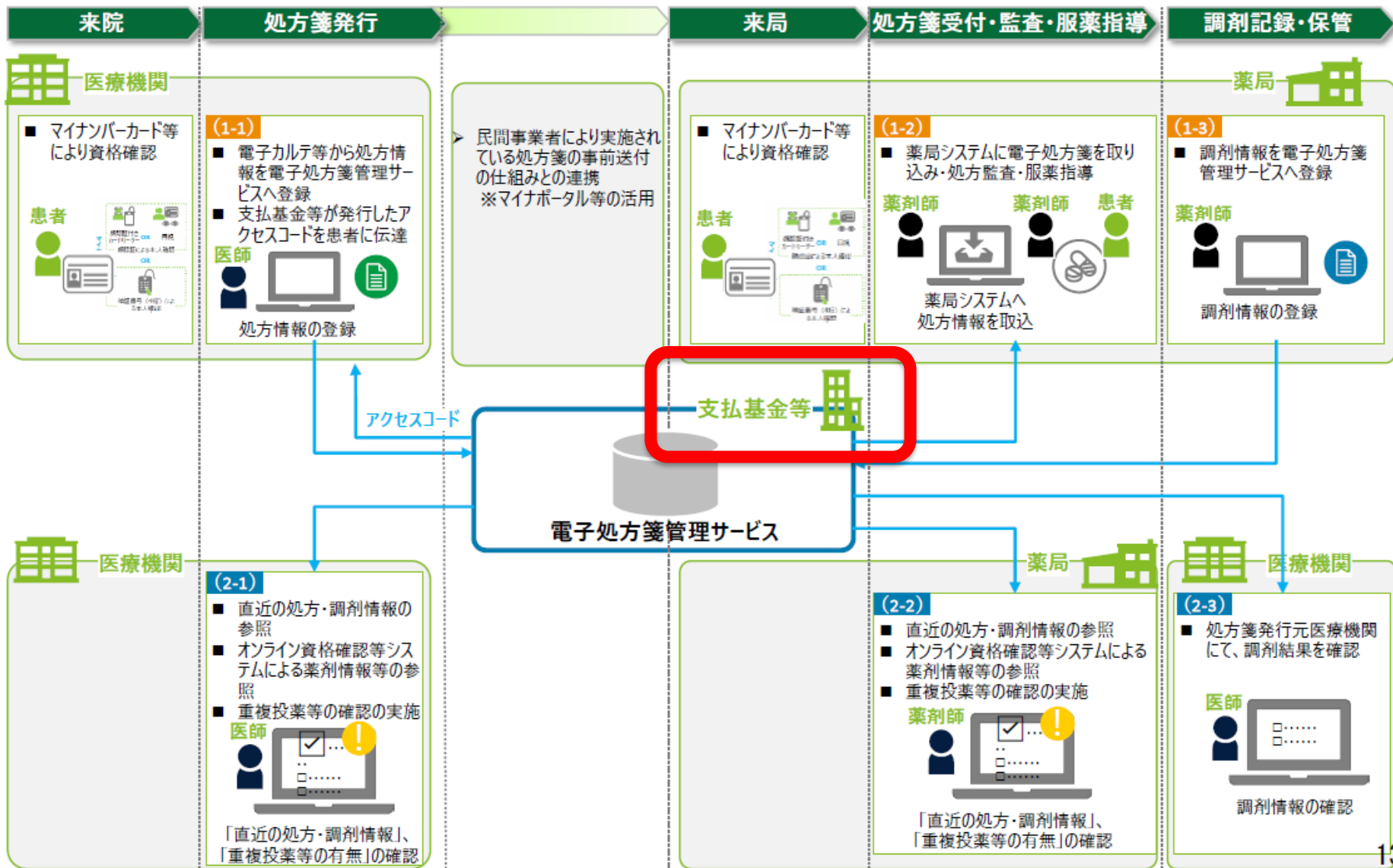
形が決まって約1年と8ヶ月

年月	主な出来事
2020/07/30	「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」公表
2020/09/09	第1回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議
2020/10/19	第4回健康・医療・介護情報利活用検討会 & 第3回医療等情報利活用WG
2020/10/29	第2回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議
2020/11/06	第5回健康・医療・介護情報利活用検討会 & 第4回医療等情報利活用WG
2020/11/12	第1回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2020/11/25	第2回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2020/12/04	第3回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議
2020/12/09	第6回健康・医療・介護情報利活用検討会 & 第5回医療等情報利活用WG
2021/01/08	第3回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2021/02/10	第4回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2021/02/17	第4回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議
2021/03/末	電子処方箋検討会議報告書

報告書のポイント：運用全体像

(1) 処方箋の電子化

(2) 処方・調剤情報の活用



報告書の記載内容

電子処方箋管理サービスの運営主体

電子処方箋管理サービスを構築するに当たっては、以下のように、オンライン資格確認等システムと連動し運用することにより、様々な点で効率化を図ることが可能であるため、オンライン資格確認等システムを運営する社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会を運営主体とする

電子処方箋の仕組み構築に必要な機能

①医療機関及び薬局をつなぐセキュアなネットワーク

②電子処方箋の患者単位の名寄せ

③電子処方箋を作成する電子カルテ等と電子処方箋管理サービスとの連携

④処方・調剤情報の参照とレセプト薬剤情報の参照との整合性確保

⑤医療機関情報や薬剤情報等のマスタが必要

活用可能なオンライン資格確認等システムの機能

オンライン請求ネットワーク等を活用可能。

マイナンバーカードの電子証明書シリアル番号や被保険者番号を管理しており、効率的な名寄せが可能。

資格確認端末にインストールするアプリケーションで電子カルテ等とオンライン資格確認等システムを連携しており、当該アプリケーションを活用可能。

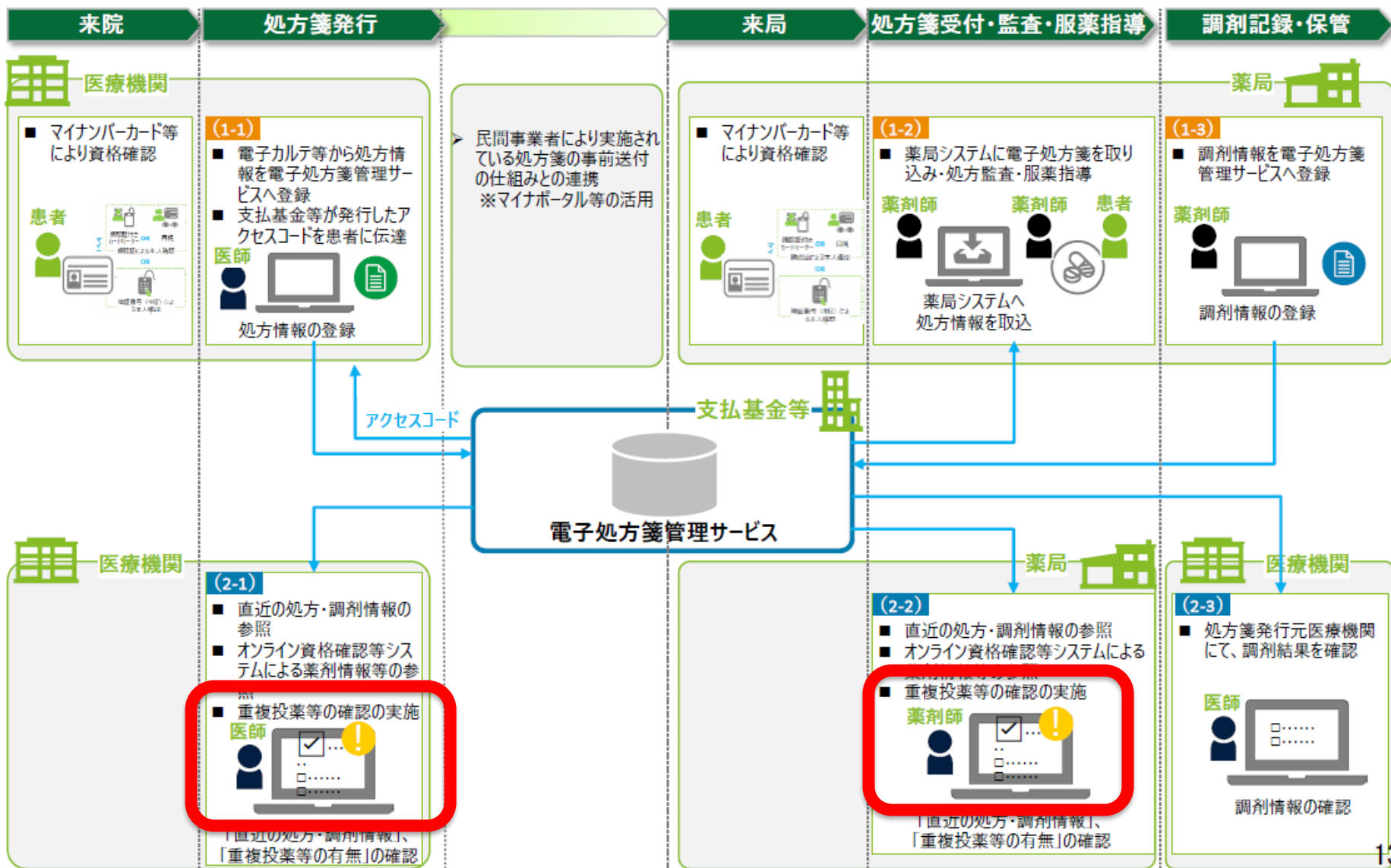
運営主体が同一であれば連続的・整合的な参照が可能。

オンライン資格確認等システムにあるマスタを活用することが可能。

報告書のポイント：重複投薬チェック

(1) 処方箋の電子化

(2) 処方・調剤情報の活用

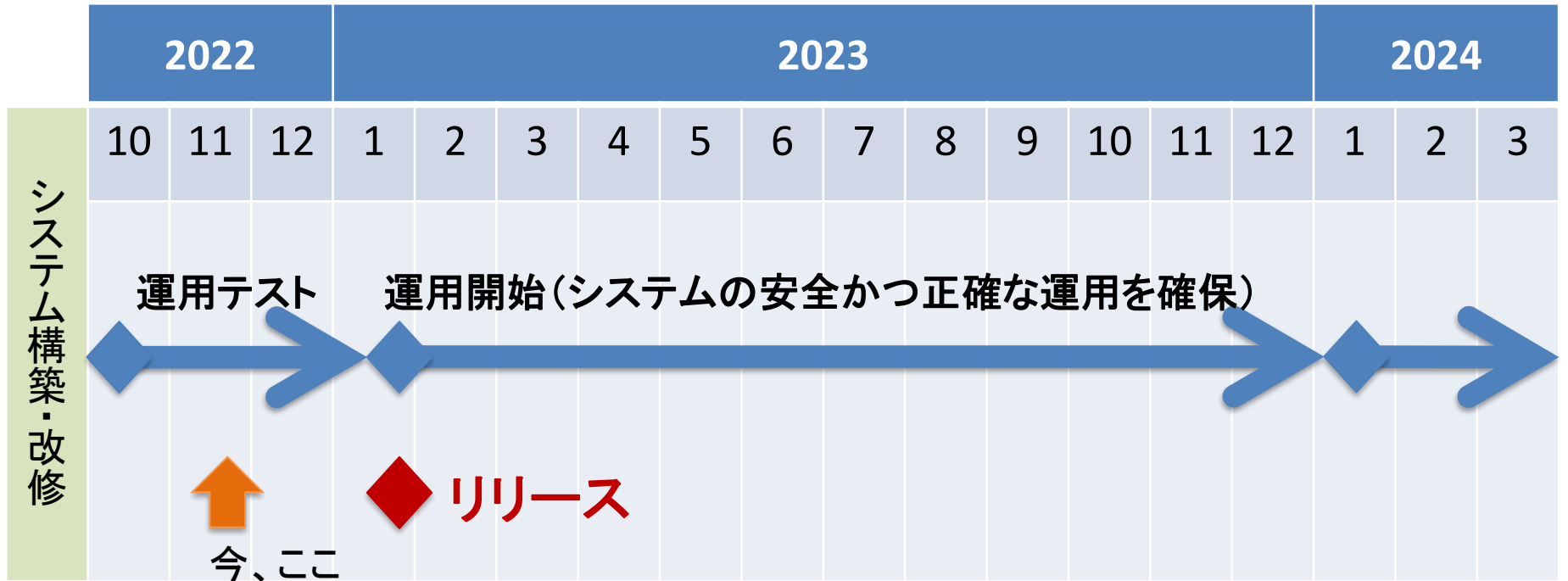


スケジュール変更が示される

年月	主な出来事
2021/03/末	電子処方箋検討会議報告書
2021/06/18	★成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）
2021/06/18	★経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）
2021/07/02	第1回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2021/07/28	第1回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議
2021/07/29	第7回健康・医療・介護情報利活用検討会 & 第7回医療等情報利活用WG

- 電子処方箋については、骨太2020において、2022年夏を目処に運用を開始することとされていたため、令和2年度第3次補正予算を確保し、運営主体である支払基金においてシステム開発業者の調達手続きが進められてきた。
- 7月2日が入札期日であったが、入札がなく、再調達が必要。
- 再調達を行う場合のスケジュールは、当初予定から5ヶ月程度の遅れ。
（2022年9月頭の運用開始予定から、2023年1月の運用開始予定に変更。

スケジュールの変更



2022/3/4 第8回健康・医療・介護情報利活用検討会 資料 (抜粋並びに一部改変)

報告書：引き続き検討を要する課題

電子処方箋の詳細な運用検討を要する、或いはデータヘルス改革等の他の取り組みとの整合性の考慮が必要となる以下の論点に関しては、今後の継続課題とする。

- ✓ 電子処方箋の**データ形式**について
- ✓ 電子処方箋の**真正性の確保**に係る対応方法について
- ✓ **効果的な重複投薬防止**に資するような医療機関と薬局間の疑義照会の効果的かつ効率的な仕組み及びルールについて
- ✓ 電子処方箋で利用する医薬品**コードの統一**について
- ✓ 分割調剤への対応について
- ✓ 在宅医療、オンライン診療・服薬指導等の患者が医療機関・薬局に来ない場合の処方箋のやり取り、情報共有について
- ✓ 電子処方箋の分析等の活用について
- ✓ 地域医療情報連携ネットワーク等の既存ネットワークとの連携について
- ✓ 電子処方箋の普及に向けた取り組みについて

とは言いつつ、実現に向けて検討が進む

年月	主な出来事
2021/03/末	電子処方箋検討会議報告書
2021/06/18	★成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定）
2021/06/18	★経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）
2021/07/02	第1回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2021/07/28	第1回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議
2021/07/29	第7回健康・医療・介護情報利活用検討会 & 第7回医療等情報利活用WG
2021/09/03	第2回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2021/09/10	第3回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2021/09/30	第2回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議
2021/11/15	第4回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2021/12/09	第5回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2022/01/17	第6回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討作業班会議
2022/01/27	第3回オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋検討会議

以下、続く・・・

★：厚労省以外の動き

本日の話の流れ

- 1.過去のことはさておきまして**
- 2.いま、何が起きているのか
- 3.これからどうなるのか

本日の話の流れ

1. 過去のことはさておきまして
- 2. いま、何が起きているのか**
3. これからどうなるのか







怒涛の具体的検討

- 電子処方箋の記述形式の決定
- 医薬品コードの統一
- 医薬品名の統一
- 用法の統一
- HPKIの利用
- 効果的な重複投薬防止を実施するために必要なシステムの必要条件

怒涛の具体的検討の結果

- 電子処方箋の記述形式の決定
 - 処方箋2次元シンボルの記述形式を踏襲したものに決定
- 医薬品コードの統一
 - YJコードとレセ電コードの併用を決定
- 医薬品名の統一
 - 電子処方箋用統一名称の策定(注:レセ電-YJ間は統一されていない)
- 用法の統一
 - JAMIを参考にしつつ、電子処方箋専用のコードを策定
- HPKIの利用
 - 少なくとも当面はHPKIを利用
- 効果的な重複投薬防止を実施するために必要なシステムの必要条件
 - ほぼ、電子版お薬手帳の記載様式を用い実現

怒涛の具体的検討の結果 (余興：昨年予想の答え合わせ)

- 電子処方箋の記述形式の決定
 - 処方箋2次元シンボルの記述形式を踏襲したものに決定 
- 医薬品コードの統一
 - YJコードとレセ電コードの併用を決定 
- 医薬品名の統一
 - 電子処方箋用統一名称の策定(注:レセ電-YJ間は統一されていない) 
- 用法の統一
 - JAMIを参考にしつつ、電子処方箋専用のコードを策定 
- HPKIの利用
 - 少なくとも当面はHPKIを利用 
- 効果的な重複投薬防止を実施するために必要なシステムの必要条件
 - ほぼ、電子版お薬手帳の記載様式を用い実現 

日本薬剤会認証局の現状

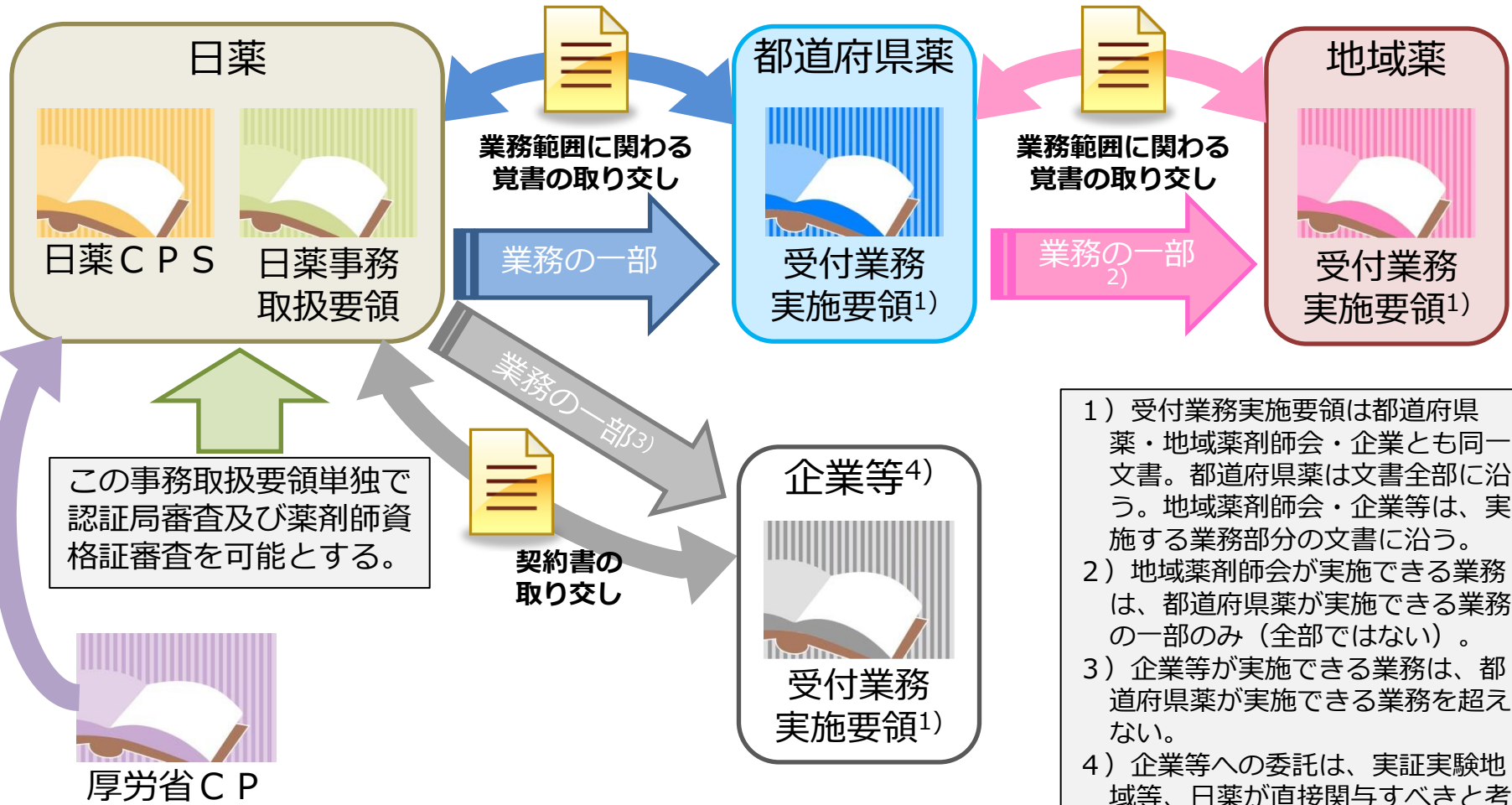


■ 薬剤師資格証発行に対する基本的な考え方

- 「薬剤師資格証」とは、所持する人が薬剤師であることを証明する「物」とであると同時に、内蔵するICチップに電子的なH P K I（保健医療福祉分野公開鍵基盤）証明書を内包し、電子署名等にも利用できる物である。
- 電子署名は、電子処方箋への署名（電子署名）に必須である。また、「物」としては、大規模災害時等に薬剤師資格を示すこと等が可能と考えられる。
- そのため、**信頼性を担保し、「偽」薬剤師に発行しないために、申請受付には、対面での本人確認・資格確認作業が必須**である。
 - ✓ 薬剤師免許証の「すかし」や、裏書きの確認には対面が必須
 - ✓ 顔写真と本人の同等性を確保するためにも対面が必須
- 都道府県薬との連携**（日薬だけの運用は難しい）。
 - ✓ 一部業務を地区薬剤師会等に再委託できる仕組みを導入



日薬と都道府県薬（地域薬剤師会）等の連携

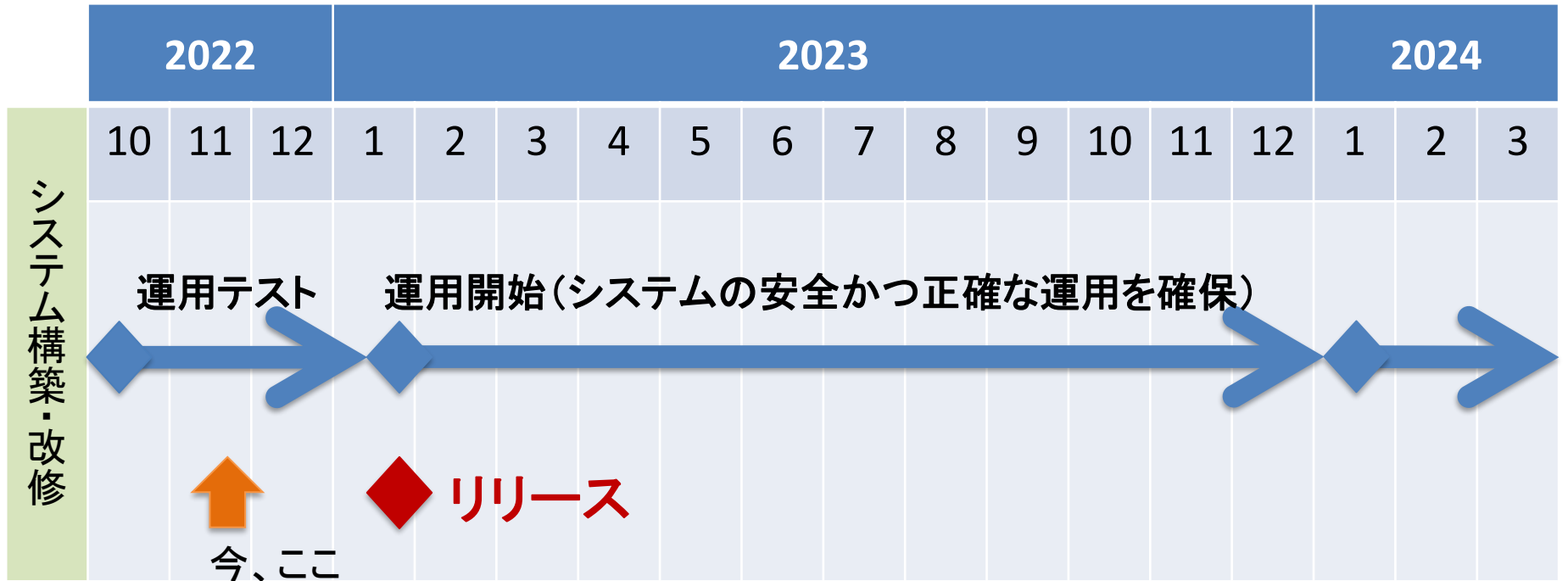


- 1) 受付業務実施要領は都道府県薬・地域薬剤師会・企業とも同一文書。都道府県薬は文書全部に沿う。地域薬剤師会・企業等は、実施する業務部分の文書に沿う。
- 2) 地域薬剤師会が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務の一部のみ（全部ではない）。
- 3) 企業等が実施できる業務は、都道府県薬が実施できる業務を超えない。
- 4) 企業等への委託は、実証実験地域等、日薬が直接関与すべきと考えられる場合を想定。

昨年度までの発行の状況

2015	・ HPKI認証局の構築 <u>H28.3 厚労省準拠性審査</u>	準備
2016	・ 薬剤師資格証発行体制の確立 <u>H28.4 設置承認</u>	4枚発行
2017	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への周知	累計46枚
2018	・ 全国普及に向けた都道府県薬剤師会への対応	累計90枚
2019	・ 本格的発行の開始	累計約350枚
2020	・ 発行の継続	累計約650枚
2021	・ 発行の継続	累計約950枚

【再掲】スケジュールの変更



2022/3/4 第8回健康・医療・介護情報利活用検討会 資料 (抜粋並びに一部改変)

電子処方箋運用開始に鑑みた発行計画の策定

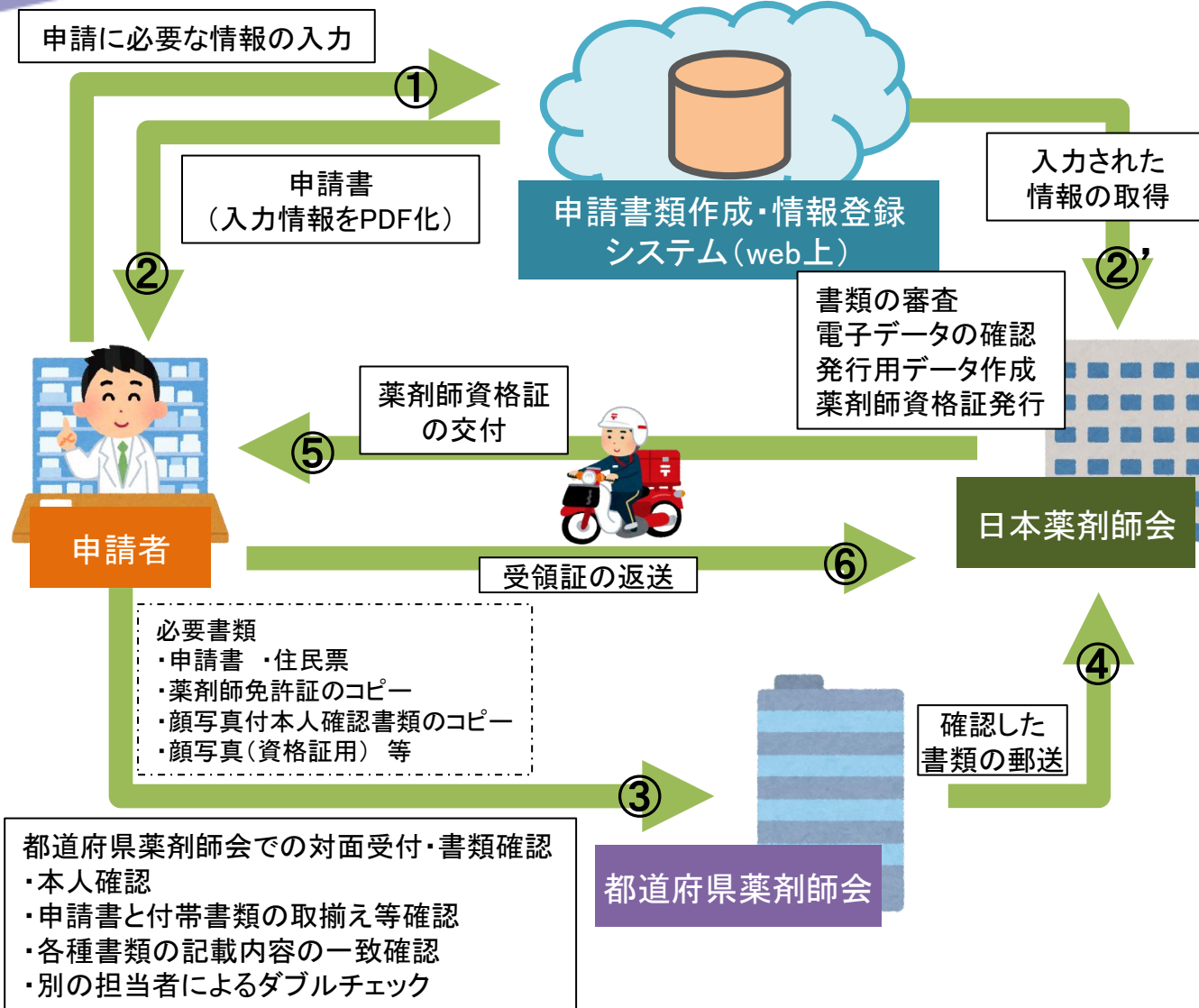
・発行目標

R5/3末には、全ての薬局（6万1千薬局）において管理薬剤師を含む1～2名の薬剤師が薬剤師資格証（HPKI）を利用できるようにする。

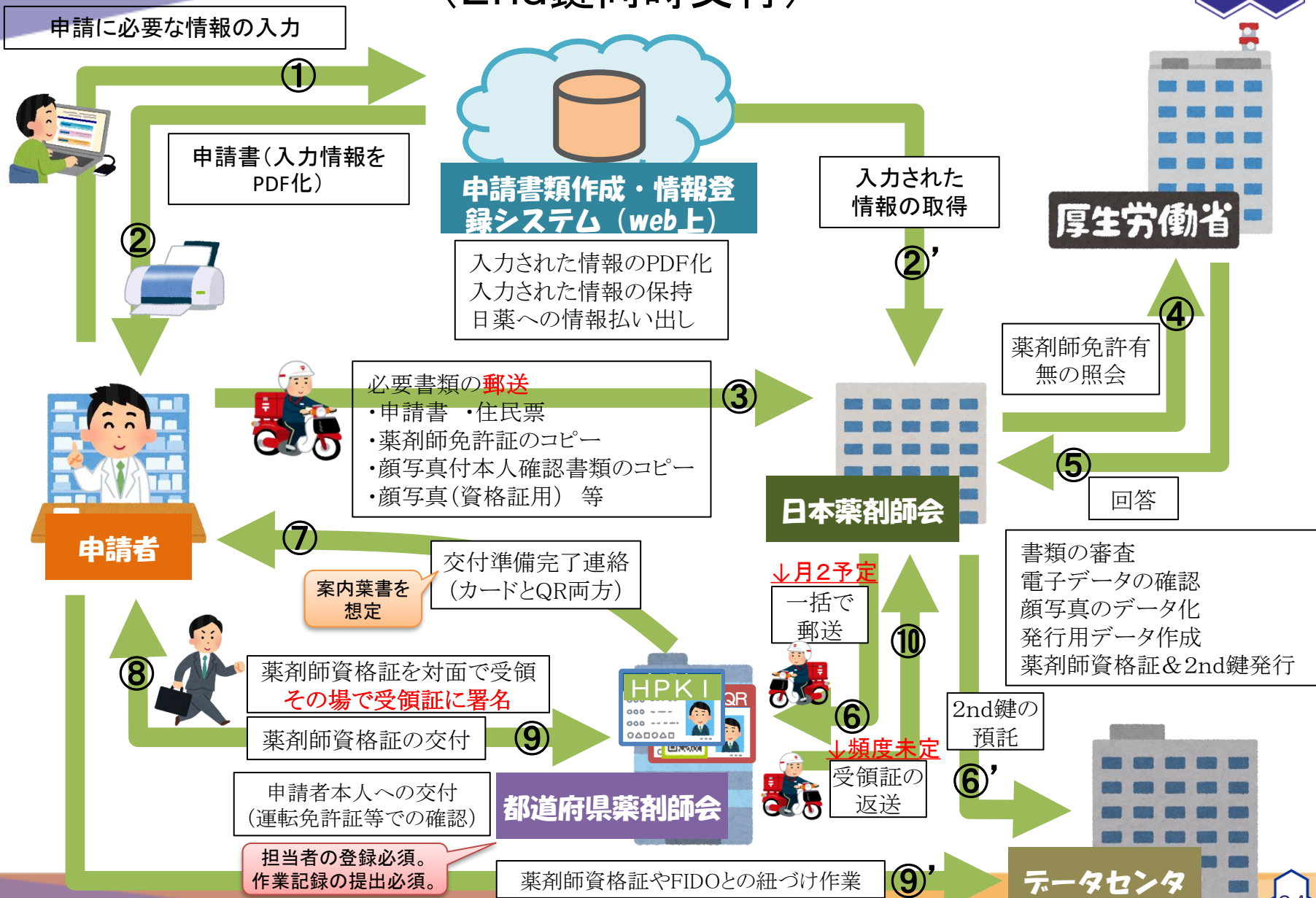
		発行枚数 現在:1,000枚
導入期	都道府県薬・地域薬剤師会の担当役員等の薬局で、オン資システムが稼働している薬局の管理薬剤師への発行により、今後の発行を円滑に進める体制構築（R4/10～目途）	8,000枚 (累計:9,000枚)
普及期Ⅰ	6万1千薬局の管理薬剤師への発行 (R4/10下旬～R5/1月上旬目途)	52,000枚 (累計:61,000枚)
普及期Ⅱ	2人目の薬剤師への発行 (R5/1中旬～R5/3末目途)	61,000枚 (累計:122,000枚)
拡張期	薬局に従事する他の薬剤師への発行 (R5/4～目途)	必要数 (累計:最大約18万枚)

※カード現物が不足の際にはセカンド証明書を先に発行し、後日薬剤師資格証(HPKIカード)を発行する分を含む

薬剤師資格証発行フローの変更 (旧フロー)



薬剤師資格証発行新フロー概略図 (2nd鍵同時交付)



薬剤師資格証の価格の見直し



発行区分	定価	会員価格	有効期限
新規	26,400	19,800	5回目の誕生日まで
更新	26,400	19,800	6回目※1の誕生日まで
失効後の発行	26,400	19,800	5回目の誕生日まで
紛失後の発行	26,400	19,800	5回目の誕生日まで
券面変更	26,400	19,800	5回目の誕生日まで
ICチップ破損	下図参照	下図参照	6回目※2の誕生日まで

概算ですが、
旧価格に比べ

- ・定価
74,800→26,400
65%OFF
- ・会員価格
39,600→19,800
50%OFF

※1 更新は5回目の誕生日前に実施するため

※2 (○回目の)誕生日前のICチップ破損に基づく発行となるため

▽ICチップ破損の場合

1回目BDまで		2回目BDまで		3回目BDまで		4回目BDまで		5回目BDまで		6回目BDまで		7回目BDまで		8回目BDまで		9回目BDまで		10回目BDまで	
上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
26,400																			
19,800																			
ここで壊れた		5,280																	
		3,960																	
	ここで壊れた		10,560																
			7,920																
	ここで壊れた			15,840															
				11,880															
	ここで壊れた				21,120														
					15,840														
	ここで壊れた					26,400													
						19,800													

上段: 定価
下段: 会員価格
いずれも税込み

使い勝手の向上：セカンド電子証明書の発行



これまで



薬剤師資格証発行申請

薬剤師資格証発行



日本薬剤師会
電子認証局

規制改革会議
等から指摘有り

カードが破損すると、電子署名が利用できない。

電子処方箋を見据えた対応



薬剤師資格証発行申請

薬剤師資格証＋第二証明書発行



日本薬剤師会
電子認証局

登録



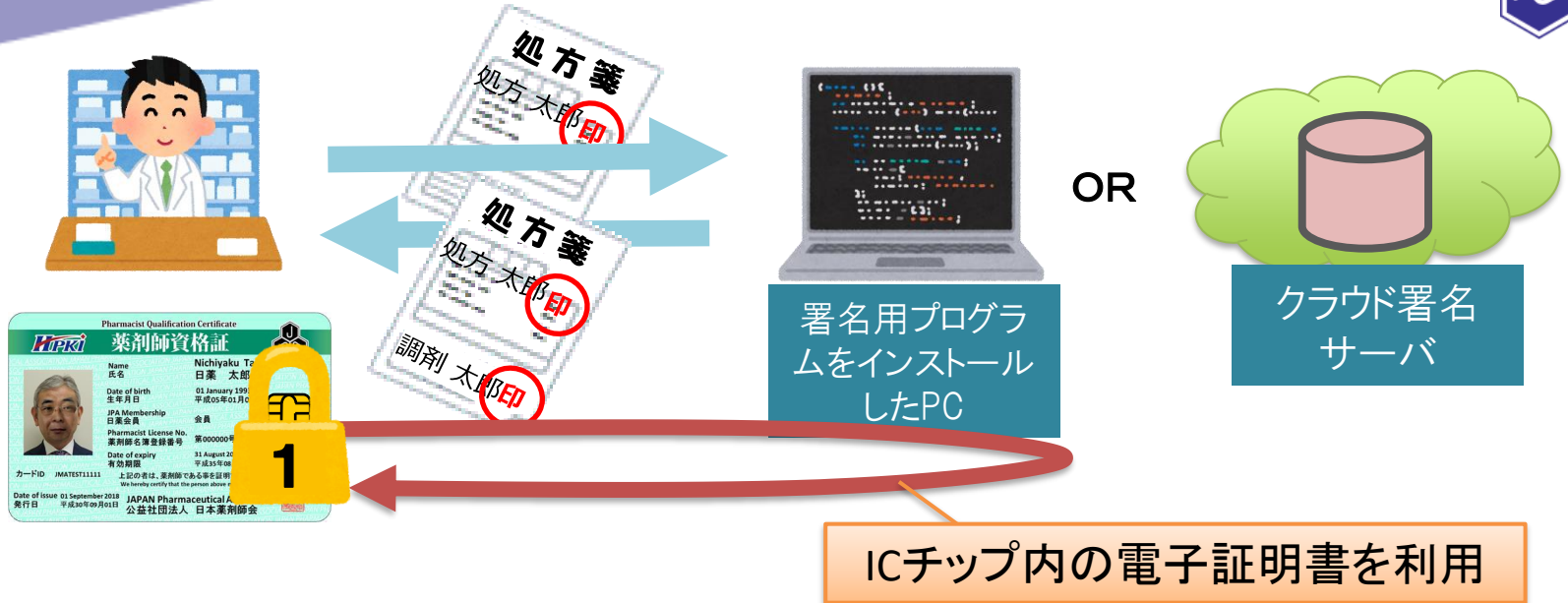
- ・「第一」に紐づけて「第二」を発行
- ・「第二」といっても、「第一」と同じ性能
- ・「第一」と「第二」どちらを利用してもOK
- ・発行と同時に「電子処方箋専用署名サーバ」に登録

カードが破損しても、「第二」で運用可能

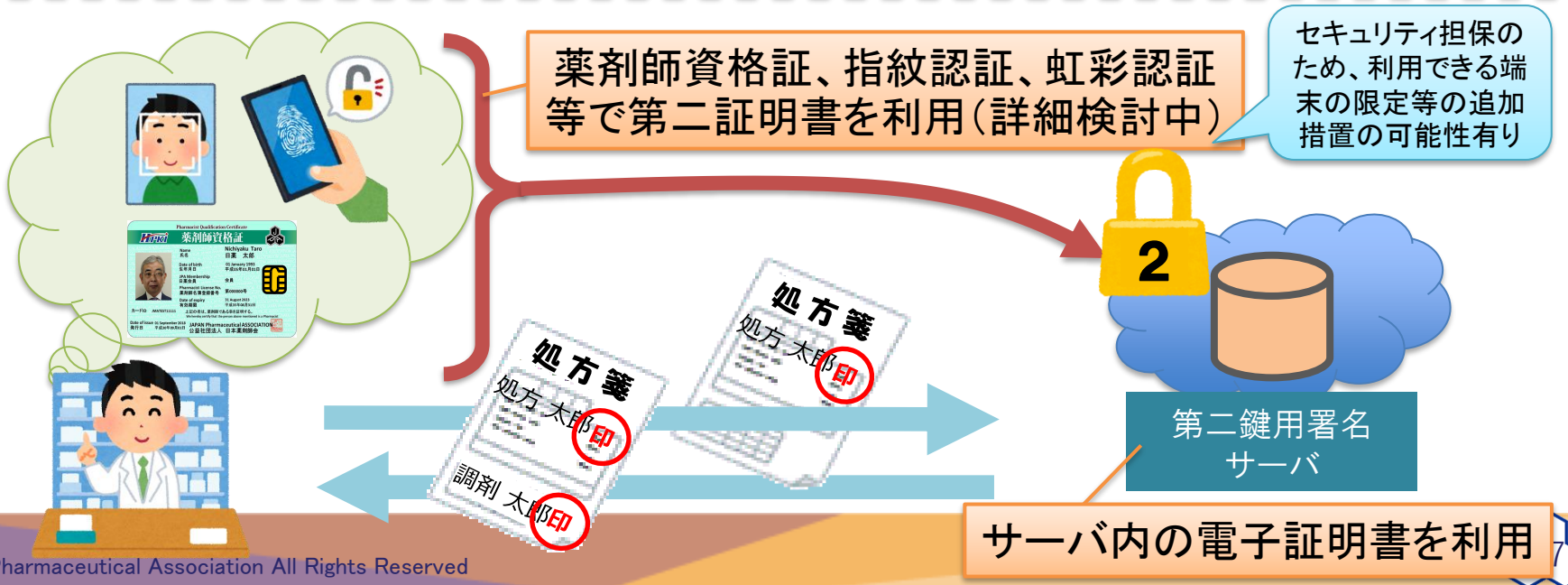
OK

2つの電子証明書の利用方法 (想定)

薬剤師資格証を利用



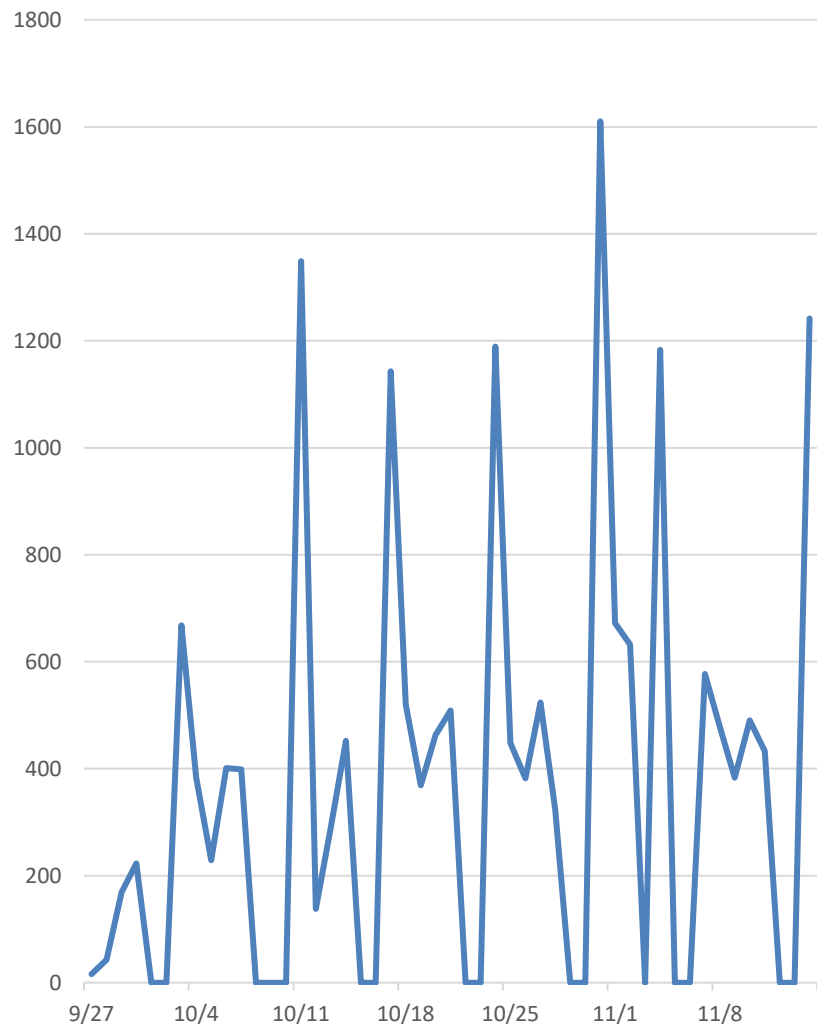
第二証明書を利用



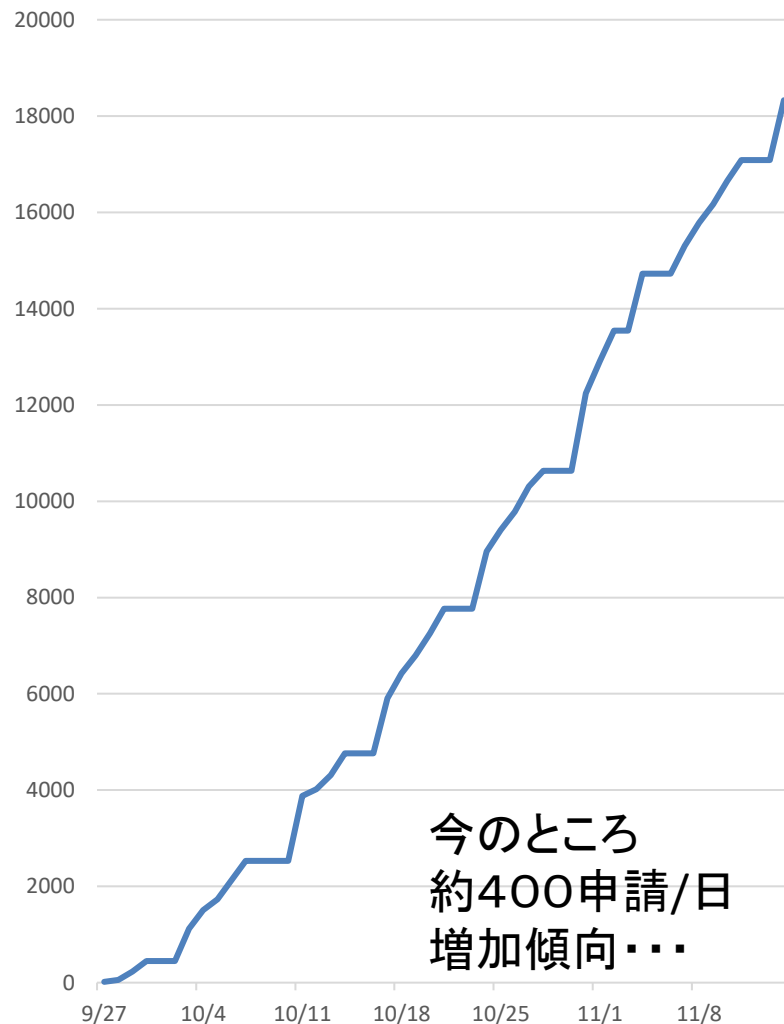
申請書受付実績



受付数



累計



今のところ
約400申請/日
増加傾向...

第二次補正予算

- 11月8日、政府は、令和4年度一般会計補正予算を閣議決定した。
- 厚生労働省関連の補正予算には、「保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及事業」が含まれている。
- 本事業では、22億円が計上され、「電子処方箋へ電子署名が行えるよう、認証局にカード発行費用を補助し、HPKIカードの普及推進を行う。また、カードの発行を前提に、カードの紛失や緊急に処方箋に署名が必要な場合といった万が一の事態に備えてカードレスでも電子署名することができるクラウド署名サービスの構築を行い、その利便性の向上を図る。」とされている。

施策名:保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及事業

① 施策の目的

令和5年1月から運用が開始される電子処方箋は、これを発行する場合、電子署名が必要となるため、電子処方箋導入促進の観点から現時点で電子署名可能な資格確認・本人確認証であるHPKIカードの普及拡大を進める。

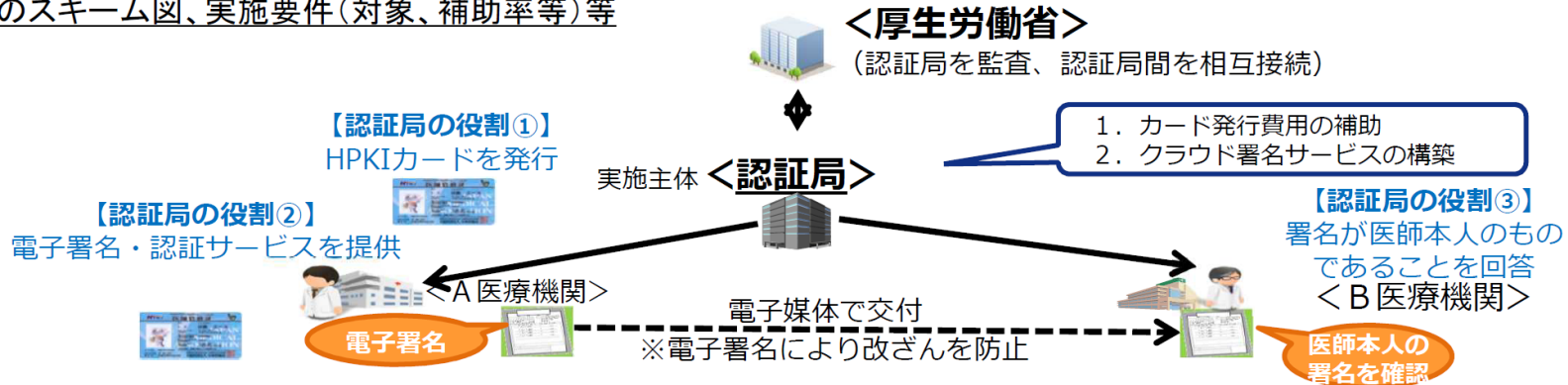
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

電子処方箋へ電子署名が行えるよう、認証局にカード発行費用を補助し、HPKIカードの普及推進を行う。また、カードの発行を前提に、カードの紛失や緊急に処方箋に署名が必要な場合といった万が一の事態に備えてカードレスでも電子署名することができるクラウド署名サービスの構築を行い、その利便性の向上を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



※ 医師等の国家資格確認を有する者による作成を求められている文書については、HPKI以外に、クラウド型電子署名など電子署名事業者が提供する電子署名(電子署名法第2条第1項の要件を満たすもの)であって適切な外部からの評価を受けるなど一定の要件を満たすものや国家資格確認に対応した公的個人認証サービス(マイナンバーカード)を用いた電子署名なども利用可能であるが、現時点で実際に事業者から既に提供されている電子署名等はHPKIカードのみとなっている。

※HPKI(Healthcare Public Key Infrastructure)とは、保健医療福祉分野の国家資格(医師、歯科医師、薬剤師など)保有情報を含んだICカードを用いて、システムにアクセスしようとしている利用者の認証や電子署名付与を可能とする仕組み。例えば、電子的診療情報提供書の作成者の医師資格の有無の検証が可能となるもの。

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

HPKIカードの普及拡大により、電子処方箋の導入も促進されることから、電子処方箋のメリットを享受可能な範囲が広がり、国民の健康増進や質の高い医療の提供に向けた健康・医療分野のデジタル化といった医療DXの推進を図ることができる。

詳細不明・・・

- 本事業は、補正予算の成立(12月10日予定の今国会閉会頃)後に作成される要綱に基づき実施されることとなるので、現時点での詳細は未定
- 本会としても、情報収集中です。

本日の話の流れ

1. 過去のことはさておきまして
- 2. いま、何が起きているのか**
3. これからどうなるのか

本日の話の流れ

1. 過去のことはさておきまして
2. いま、何が起きているのか
- 3. これからどうなるのか**



Attention!!!

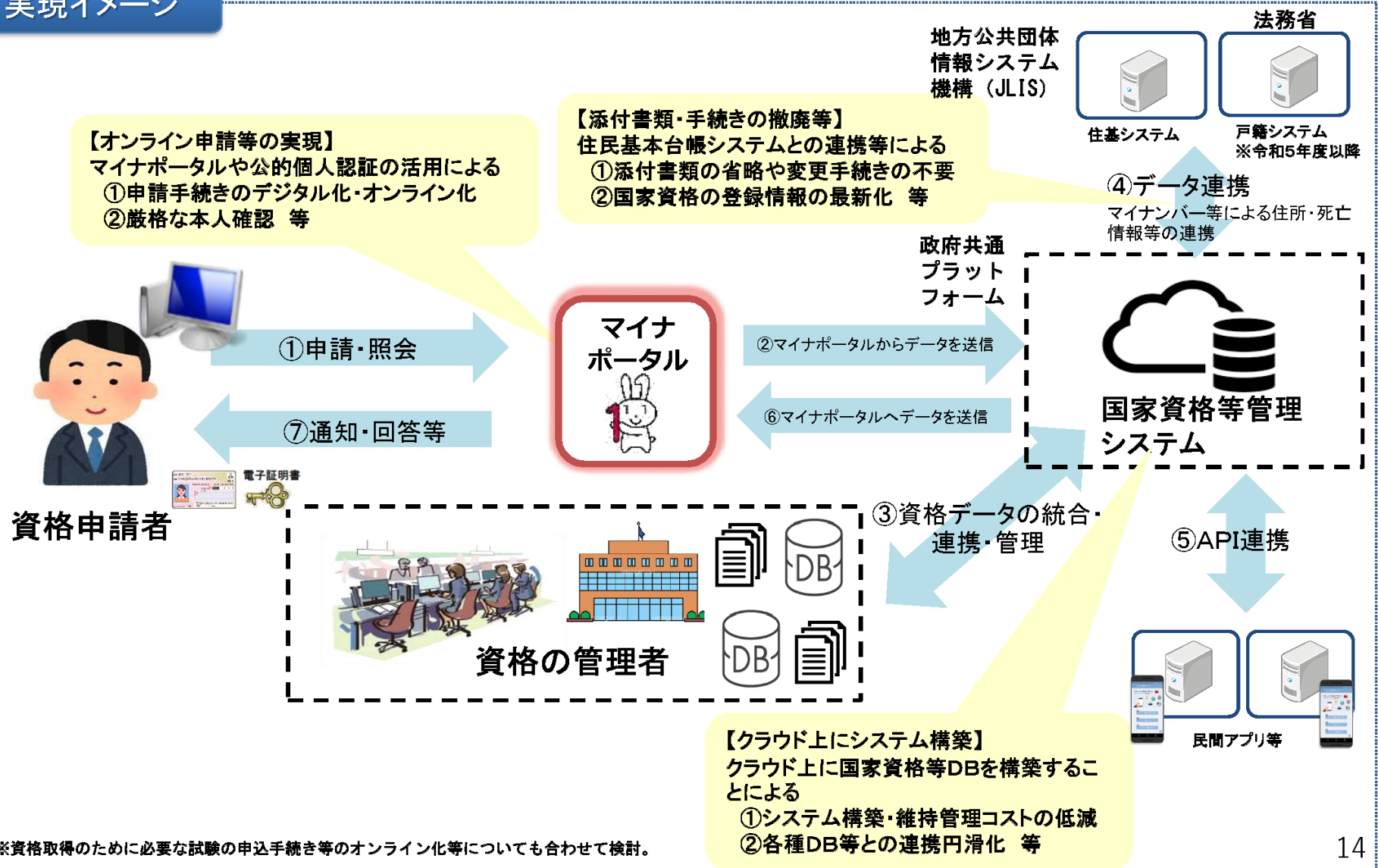
ここから先は、個人の予測が強く反映された内容です。
大きく内容が異なる可能性があることにご留意下さい。

どうなるHPKI

- マイナンバーカードで国家資格が分かるように云々と巷で噂されていますが、一体どんな仕組みなんだろう???

国家資格等管理システム（仮称）の基本イメージ（案）について

実現イメージ





どうなるHPKI

- マイナンバーカードで国家資格が分かるように云々と巷で噂されていますが、一体どんな仕組みなんだろう???

どうなるHPKI

- マイナンバーカードで国家資格が分かるように云々と巷で噂されていますが、一体どんな仕組みなんだろう???
- マイナンバーカードのICチップに電子的な国家資格の証明書？を入れることはできない。

どうなるHPKI

- マイナンバーカードで国家資格が分かるように云々と巷で噂されていますが、一体どんな仕組みなんだろう???
- マイナンバーカードのICチップに電子的な国家資格の証明書？を入れることはできない。
 - マイナンバーカードの電子証明書を使って、国家資格のデータベースを検索・確認するのか？
 - マイナンバーカードを使うとすれば、本人しかできない。
 - 電子処方箋が薬局に提出された時、医師はいないから、どうするんだろう？
 - 処方箋に署名したJPKI電子証明書で、国家資格のデータベースを検索できるようにする方法もあるかもしれないけど、個人が保有する資格を、本人の同意なしに、第三者が確認できる仕組みになってしまう。
 - 複数の国家資格(医師&歯科医師、医師&薬剤師とか)を持っている人もいるし、どの資格を行使したのかもわからない。

どうなるHPKI

- マイナンバーカードで国家資格が分かるように云々と巷で噂されていますが、一体どんな仕組みなんだろう???
- マイナンバーカードのICチップに電子的な国家資格の証明書？を入れることはできない。
 - マイナンバーカードの電子証明書を使って、国家資格のデータベースを検索・確認するのか？
 - マイナンバーカードを使うとすれば、本人しかできない。
 - 電子処方箋が薬局に提出された時、医師はいないから、どうするんだろう？
 - 処方箋に署名したJPKI電子証明書で、国家資格のデータベースを検索できるようにする方法もあるかもしれないけど、個人が保有する資格を、本人の同意なしに、第三者が確認できる仕組みになってしまう。
 - 複数の国家資格(医師&歯科医師、医師&薬剤師とか)を持っている人もいて、どの資格を行使したのかもわからない。

行き詰まったので、振り出しに戻る。

どうなるHPKI

- マイナンバーカードで国家資格が分かるように云々と巷で噂されていますが、一体どんな仕組みなんだろう???

どうなるHPKI

- マイナンバーカードで国家資格が分かるように云々と巷で噂されていますが、一体どんな仕組みなんだろう???
- マイナンバーカードでJPKI署名をする時に、なんらかのサービス運営主体が、国家資格のデータベースに確認しに行つて、国家資格を持った人がJPKI署名したことを、サービス運営主体の責任で保証する。

どうなるHPKI

- マイナンバーカードで国家資格が分かるように云々と巷で噂されていますが、一体どんな仕組みなんだろう???
- マイナンバーカードでJPKI署名をする時に、なんらかのサービス運営主体が、国家資格のデータベースに確認しに行つて、国家資格を持った人がJPKI署名したことを、サービス運営主体の責任で保証する。
 - 運営主体に相当な責任が生じるけど、だれが運営主体をやるの？
 - 行使した国家資格の指定等々、結構複雑な仕組みになる可能性が高いかなあ。
 - サービス毎に運営主体が変わると思うので、医療機関等は複数の仕組みを導入しなければならないのでは？

どうなるHPKI

- マイナンバーカードで国家資格が分かるように云々と巷で噂されていますが、一体どんな仕組みなんだろう???
- マイナンバーカードでJPKI署名をする時に、なんらかのサービス運営主体が、国家資格のデータベースに確認しに行つて、国家資格を持った人がJPKI署名したことを、サービス運営主体の責任で保証する。
 - 運営主体に相当な責任が生じるけど、だれが運営主体をやるの？
 - 行使した国家資格の指定等々、結構複雑な仕組みになる可能性が高いかなあ。
 - サービス毎に運営主体が変わると思うので、医療機関等は複数の仕組みを導入しなければならないのでは？

出来なくはないかもしれないけど、ハードルは高い。

どうなるHPKI

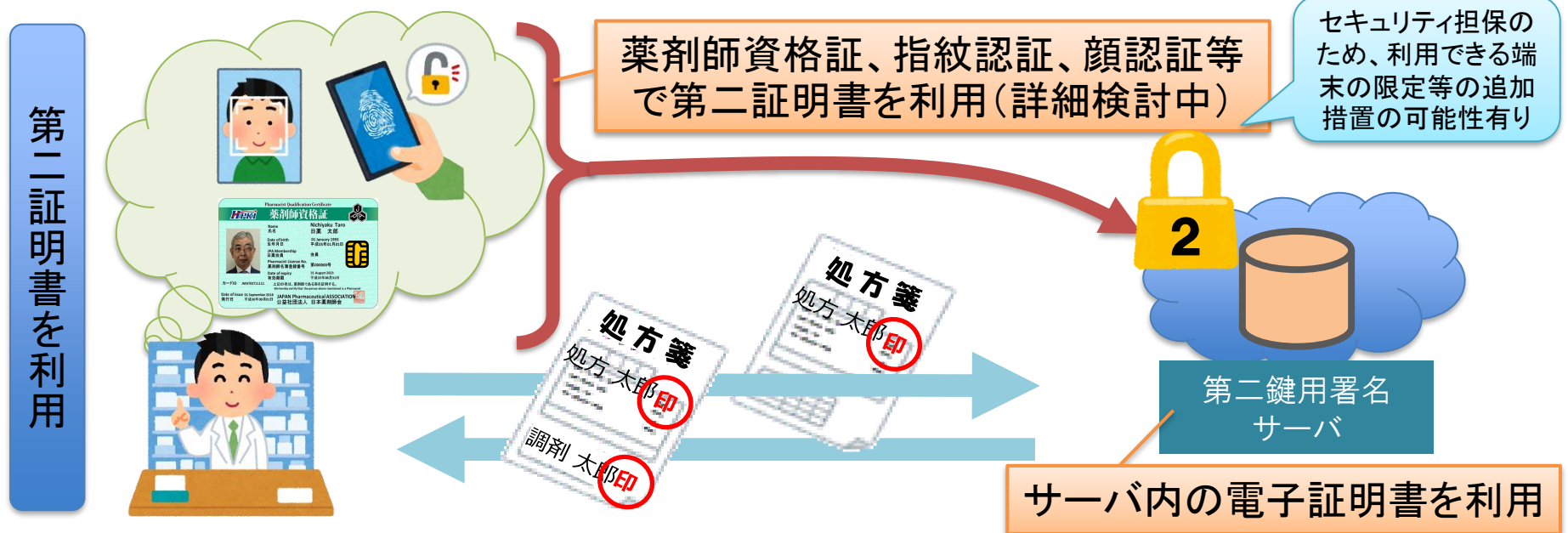
- マイナンバーカードで国家資格が分かるように云々と巷で噂されていますが、一体どんな仕組みなんだろう???

どうなるHPKI

- マイナンバーカードで国家資格が分かるように云々と巷で噂されていますが、一体どんな仕組みなんだろう???
- マイナンバーカードで国家資格の電子証明書を使えるようにする。

どうなるHPKI

- マイナンバーカードで国家資格が分かるように云々と巷で噂されていますが、一体どんな仕組みなんだろう???
- マイナンバーカードで国家資格の電子証明書を使えるようにする。
 - これって、セカンド電子証明書の利用法の変法ですよな？



どうなるHPKI

- マイナンバーカードで国家資格が分かるように云々と巷で噂されていますが、一体どんな仕組みなんだろう???
- マイナンバーカードで国家資格の電子証明書を使えるようにする。
 - これって、セカンド電子証明書の利用法の変法ですよな？



皆様にも考えていただきたいこと

- 規格が乱立すれば、結局、医療機関等の負担が増します。
- 全体最適を考えるべき立場の人が、目の前の課題にしか興味がないように見えます。
- 部分最適の延長に全体最適を見据えるのは難しいと考えます。
- 皆様が、使う側・導入する側として議論にご参加いただけることを期待しています！

毎回申し上げておきますが、

**ここまで、もっともらしく講演をしてまいりましたが、
すべては、私の妄想です。
十分にご留意下さい。**





ご静聴ありがとうございました。

電子処方箋実現への道筋が見え、
電子処方箋については、最後の調整部分に差し掛かっていると認識しています。

この電子処方箋でのスキームを活用し、
全体最適を見据えた、より良い方向に進むことを願っています。